

目 次

令和元年6月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第25号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第26号	専決処分の承認を求めることについて
3	議案第27号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
4	議案第28号	箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
5	議案第29号	箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第30号	箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第31号	令和元年度箱根町一般会計補正予算(第1号)
8	議案第32号	工事請負契約の締結について
9	議案第33号	工事請負契約の締結について
10	議案第34号	工事請負契約の締結について
11	議案第35号	工事請負契約の締結について
12	議案第36号	物件供給契約の締結について
13	議案第37号	物件供給契約の締結について
14	議案第38号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
15	議案第39号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

NO	議案番号	件名
16	議案第40号	人権擁護委員候補者の推薦について
17	議案第41号	人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 25 号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町介護保険条例の一部を改正する条例のとおり

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

令和元年 10 月に予定されている消費税率の引上げに合わせ、所得の少ない第 1 号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化することを規定した、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、箱根町介護保険条例の一部を改正したので、ここに報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

箱根町長 山 口 昇 士

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例

箱根町介護保険条例（平成 12 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度」を「平成 31 年度及び平成 32 年度」に、「31,860 円」を「26,550 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,550 円」とあるのは、「42,480 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「26,550 円」とあるのは、「51,330 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、平成 31 年度分の保険料から適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）について

別紙、平成 30 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）のとおり

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

（提案理由）

除雪関係経費について、既定予算を補正する必要が生じたため、平成 30 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

平成 30 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 25 日

箱根町長 山 口 昇 士

平成 30 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）

平成 30 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,780 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,801,714 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		276,265	14,780	291,045
	05 基金繰入金	268,196	14,780	282,976
歳入合計		11,786,934	14,780	11,801,714

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
35 土木費		470,154	14,780	484,934
	10 道路橋りょう費	256,030	14,780	270,810
歳出	合計	11,786,934	14,780	11,801,714

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	276,265	14,780	291,045
歳入合計	11,786,934	14,780	11,801,714

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 土木費	470,154	14,780	484,934	0	0	0	14,780
歳出合計	11,786,934	14,780	11,801,714	0	0	0	14,780

2 歳入

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	258,614	14,780	273,394
計	268,196	14,780	282,976

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 財政調整基金繰入金	14,780	05 財政調整基金繰入金追加	14,780

3 歳出

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 雪害対策費	6,260	14,780	21,040	0	0	0	14,780
計	256,030	14,780	270,810	0	0	0	14,780

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	14,780	01-05-01 経常経費追加…………… 14,780 (委託料) 13-51 除雪・薬剤散布委託料追加 14,780

議案第27号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を別紙のように定める。

令和元年6月14日提出

箱根町長 山口 昇 士

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）
が令和2年4月1日から施行となり、会計年度任用職員の任用等に関する規定
が整備されることに伴い関係する条例を整備するため、本条例案を提出するも
のである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(箱根町職員定数条例の一部改正)

第1条 箱根町職員定数条例(昭和32年箱根町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(副町長、教育長並びに一定期間を定めて臨時に雇用する者を除く。)」を「一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年箱根町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第3条 箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成29年箱根町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「採用された職員」との次に「、勤務時間条例第2条第3項中「31時間」とあるのは「37時間30分」と」を加える。

(箱根町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 箱根町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和32年箱根町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「町」を削り、同条を第5条とする。

(箱根町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 箱根町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和40年箱根町条例

第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員については、報酬の額)」を、「給与」の次に「(同号に該当する職員については、報酬)」を加える。

(箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり37時間30分までの範囲内で任命権者が定める。

第3条第1項及び第2項並びに第4条第2項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員」に改める。

第8条の2第1項中「次に掲げる職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第8条の4中「により時間外勤務手当」の次に「(会計年度任用職員にあっては、箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年箱根町条例第2号)第11条の規定による時間外勤務に係る報酬。以下この項において同じ。)」を加える。

第12条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前号の規定にかかわらず、会計年度任用職員の年次休暇は、その者の勤務時間等を考慮し1年度につき20日を超えない範囲内で規則で定める。

第14条の3中「職員」の次に「(会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上見込まれる者で、かつ、現に6月以上引き続いて勤務しているものに限る。)」を加える。

第15条第1項中「介護休暇は、職員」の次に「(会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、現に1年以上引き続いて勤務しているもの(介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに任期が満了し、更新されないことが

明らかである者を除く。)に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第15条の2第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上である者で、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであつて、現に1年以上引き続き勤務しているものに限る。)」を加える。

第18条を削る。

(箱根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 箱根町職員の育児休業等に関する条例(平成4年箱根町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)中「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き」を「引き続き」に改め、同号ア(イ)及びウ中「特定職に」を削る。

第2条の3第3号、第2条の4及び第3条第8号中「特定職に」を削る。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同号ア中「特定職に引き続き」を「引き続き」に改める。

第18条第2項中「による介護時間」の次に「(以下「介護時間」という。)」を加え、同条第3項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)」を「介護時間」に、「当該介護をするための時間」を「当該介護時間」に改める。

(箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げ

る職員」を加える。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 非常勤の特別職職員の報酬等(第2条-第4条)

第3章 会計年度任用職員の報酬等(第5条-第20条)

第4章 雑則(第21条)

附則

第1章 総則

第1条中「第203条の2」を「第203条の2第5項」に、「職員に対し支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法」を「特別職職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対し支給する報酬及び費用弁償並びに会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法」に改め、同条中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第38号までを1号ずつ繰り上げ、同条第39号中「以外の非常勤の職員」を「に掲げるもののほか、法律又は条例に基づく附属機関の委員その他の構成員及びその他の非常勤の特別職職員」に改め、同号を同条第38号とする。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 非常勤の特別職職員の報酬等

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第1項中「箱根町議会議員」を「箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年箱根町条例第17号)」に改め、同項ただし書きを削り、同条第2項中「第1条第1号から第38号まで」を「第1条各号」に改める。

第4条中「一般職の職員に対する旅費支給」を「箱根町職員の旅費に関する条例(昭和40年箱根町条例第31号。以下「旅費条例」という。)」に改め、同条の次に次の2章を加える。

第3章 会計年度任用職員の報酬等

(会計年度任用職員の報酬等)

第 5 条 会計年度任用職員に対し、第 9 条から第 13 条に規定する報酬及び第 18 条に規定する期末手当 (以下「報酬等」という。) を支給する。

2 報酬等は会計年度任用職員からの申出に基づき、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

(会計年度任用職員の報酬等からの控除)

第 6 条 次に掲げるものは、会計年度任用職員に報酬等を支給する際、会計年度任用職員からの申出に基づき、その報酬等から控除することができる。

(1) 駐車場使用料 (町又は指定団体に支払うべきものに限る。)

(2) その他町長が適当と認めるもの

(基準月額表)

第 7 条 会計年度任用職員の報酬の基準月額表は、別表第 2 のとおりとする。

(会計年度任用職員の号給)

第 8 条 会計年度任用職員となった者の号給は、町長が別に定める基準に従い任命権者が決定する。

(基本報酬)

第 9 条 日額で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。) とする。

2 時間で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第 10 条 箱根町職員の給与に関する条例 (昭和 32 年箱根町条例第 18 号。以下「給与条例」という。) 第 8 条に規定する業務に従事することを命ぜられた会計年度任用職員には、同条の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第 11 条 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間 (以下「正規の

勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗

じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(休日勤務に係る報酬)

第12条 箱根町職員の勤務時間及び休暇に関する条例(平成7年箱根町条例第2号)第9条に規定する休日(以下「休日」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第14条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額による報酬 第9条第1項の規定により計算して得た額を当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(2) 時間額による報酬 第9条第2項の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第15条 会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日

ある場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(報酬の端数処理)

第16条 第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第11条から第13条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(報酬の支給)

第17条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて町長が定める期日に支給する。

(期末手当)

第18条 給与条例第16条から第16条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第16条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合

計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

(通勤に係る費用弁償)

第19条 会計年度任用職員が給与条例第7条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第7条の4第1項第1号に該当する者 運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法(以下この号において「経済的な経路」という。)により算出したその者の1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額と、経済的な経路から算出した1日の運賃の実費に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額のいずれか低廉な額。ただし、任用期間が1月を超える場合で、経済的な経路により算出したその者の6月(任用期間等特別の理由により6月とすることが適当でない場合は、その期間)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)が、同一期間における各月の出勤見込み日数から算出した運賃等の額の合計に満たないと見込まれるときは、運賃等相当額

(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に該当する者 次に掲げる区分に応じた額に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額

ア 給与条例第7条の4第1項第2号に規定する自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 100円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 210円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 355円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 500円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 645円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

790 円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
935 円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
1,080 円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
1,220 円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
1,310 円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
1,400 円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
1,490 円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 1,580 円

(3) 給与条例第7条の4第1項第3号に該当する者 運賃の実費及び使用距離の区分に応じ、前2号に定める額のいずれかのものの合計額

3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第7条の4第5項から第8項までの規定の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第20条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、旅費条例の例による。この場合において、会計年度任用職員の職務は給与条例第3条に規定する給料表の1級の職務とする。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中

「

箱根町青少年指導員	同 8,000円
-----------	----------

を削り、同

」

表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第7条関係)

基準月額表

号給	報酬月額
1	144,100
2	145,200
3	146,400
4	147,500
5	148,600
6	149,700
7	150,800
8	151,900
9	153,000
10	154,400
11	155,700
12	157,000
13	158,300
14	159,800
15	161,300
16	162,900
17	164,200
18	165,700
19	167,200
20	168,700
21	170,100
22	172,800
23	175,400
24	178,000
25	180,700
26	182,400
27	184,000
28	185,700

29	187,200
30	188,900
31	190,700
32	192,400
33	194,000
34	195,400
35	196,900
36	198,400
37	199,700
38	201,000
39	202,200
40	203,500
41	204,800
42	206,100
43	207,400
44	208,700
45	209,800
46	211,100
47	212,400
48	213,700
49	214,800
50	215,900
51	216,900
52	218,000
53	219,100
54	220,100
55	221,000
56	222,000
57	222,400
58	223,300
59	224,100

60	224,900
61	225,600
62	226,600
63	227,400
64	228,300
65	229,000
66	229,800
67	230,700
68	231,700
69	232,400
70	233,100
71	233,700
72	234,500
73	235,300
74	236,000
75	236,700
76	237,300
77	238,000
78	238,800
79	239,600
80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600

91	246,900
92	247,300
93	247,600

(箱根町交通指導隊の設置等に関する条例の一部改正)

第10条 箱根町交通指導隊の設置等に関する条例(昭和43年箱根町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(箱根町観光美化パトロール隊の設置等に関する条例の一部改正)

第11条 箱根町観光美化パトロール隊の設置等に関する条例(昭和45年箱根町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、非常勤とし」を削る。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日に非常勤職員であった者のうち、施行日に会計年度任用職員として任用される者については、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されていた職員とみなす。

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、第9条の規定による改正後の箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年箱根町条例第2号)第18条の規定により準用する箱根町職員の給与に関する条例(昭和32年箱根町条例第18号)第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。

議案第 28 号

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 14 日 提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するもの。

箱根町町税条例等の一部を改正する条例

(箱根町町税条例の一部改正)

第1条 箱根町町税条例（昭和51年箱根町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第8項及び附則第10項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第14項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改める。

附則第15項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改める。

附則第16項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改める。

附則第17項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改める。

附則第18項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改める。

附則第19項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改める。

附則第20項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改める。

附則第21項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改める。

附則第22項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改める。

附則第23項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改める。

附則第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第25項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」

に改める。

附則第30項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第31項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第32項から第34項までを削る。

附則第35項の前の見出し中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「附則第32項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第35項を附則第32項とする。

附則第36項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「3輪以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を加え、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「附則第33項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第36項を附則第33項とする。

附則第37項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「附則第34項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第37項を附則第34項とする。

第2条 箱根町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第41項を附則第46項とする。

附則第40項を附則第44項とし、同項の次に次の1項を加える。

45 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第28条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則中第39項を第43項とし、第35項から第38項までを4項ずつ繰り下げる。

附則第34項を附則第35項とし、同項の次に次の3項を加える。

36 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

37 県知事は、当分の間、附則第35項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第41項の規定により読み替えられた第28条の5第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期

限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 38 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第33項の次に次の1項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 34 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第45項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第28条の4の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則に次の6項を加える。

(令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の税率の特例)

- 47 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

48 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

49 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円

	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

50 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第47項から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

51 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第30条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第31条及び第32条又は第43条第1項第4号の規定を除く。）を適用する。

52 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成26年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「附則第41項の規定」を「附則第46項の規定」に改め、同項の表中「附則第41項」を「附則第46項」に改める。

(箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成31年箱根町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中箱根町町税条例附則第32項の改正規定及び同項を附則第31項とする改正規定並びに同条例附則第33項の改正規定及び同項を附則第32項とし、附則第34項を附則第33項とする改正規定を削り、同条例附則第35項の改正規定及び同項を附則第34項とする改正規定を次のように改める。

附則第32項中「平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定」を「平成30年3月31日までの間に最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）」に改め、同項を附則第31項とし、附則第33項を附則第32項とし、附則第34項を附則第33項とし、附則に次の8項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

34 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第9条までの規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

35 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

36 町長は、当分の間、第28条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

37 第28条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

38 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交

付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

- 39 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

- 40 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

- 41 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が出発月が初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第1条中箱根町町税条例附則第36項の改正規定及び同項を附則第35項とする改正規定並びに同条例附則第37項の改正規定及び同項を附則第36項とし、附則に8項を加える改正規定を削る。

第2条のうち箱根町町税条例等の一部を改正する条例附則第13項の改正規定及び同項の表の改正規定中「附則第44項」を「附則第41項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は令和元年10月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の箱根町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税についてはなお従前の例による。
- 4 別段の定めがあるものを除き、附則第1項ただし書きに掲げる規定による改正後の箱根町町税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同項に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 5 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

議案第 29 号

箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）による災害弔慰金の支給等に関する
法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する
法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改
正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年箱根町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 30 号

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

不特定多数の者が利用する防火対象物において、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)又は消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)若しくはこれに基づく命令により設置が義務付けられている消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない建物について、その内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めるとともに火災被害の軽減を図るもの。また、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 33 号)が平成 30 年 5 月 30 日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 31 年総務省令第 11 号)が平成 31 年 2 月 28 日にそれぞれ公布されたことに伴い現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町火災予防条例の一部を改正する条例

箱根町火災予防条例（昭和 37 年箱根町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 42 条の 2・第 42 条の 3）」を「第 5 章の 2 屋外催しに係る防火管理（第 42 条の 2・第 42 条の 3）」に第 5 章の 3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第 42 条の 4）」を改める。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき

第 5 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 5 章の 3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 42 条の 4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

第 44 条第 3 号の 2 中「以下」を「以上」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 29 条の 5 第 1 号の改正規定、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に 1 号を加える改正規定及び第 44 条第 3 号の 2 の改正規定 公布の日
- (2) 第 16 条第 1 項の改正規定 令和元年 7 月 1 日
- (3) 目次の改正規定及び第 5 章の 2 の次に 1 章を加える改正規定 令和 2 年 4 月 1 日

議案第31号

令和元年度箱根町一般会計補正予算（第1号）

令和元年度箱根町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,547,080千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月14日提出

箱根町長 山口昇士

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		415,382	△11,167	404,215
	10 国庫補助金	201,253	△11,167	190,086
65 繰入金		211,129	34,947	246,076
	05 基金繰入金	205,373	34,947	240,320
75 諸収入		90,366	53,000	143,366
	25 雑入	78,222	53,000	131,222
80 町債		1,364,900	55,300	1,420,200
	05 町債	1,364,900	55,300	1,420,200
歳 入 合 計		10,415,000	132,080	10,547,080

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,291,312	82,485	2,373,797
	05 総務管理費	2,035,233	82,485	2,117,718
15 民生費		1,651,642	1,551	1,653,193
	10 児童福祉費	603,862	1,551	605,413
20 衛生費		1,220,260	794	1,221,054
	05 保健衛生費	378,323	794	379,117
30 観光費		526,279	36,450	562,729
	05 観光費	526,279	36,450	562,729
35 土木費		529,163	10,800	539,963
	10 道路橋りょう費	234,733	10,800	245,533
歳出	合計	10,415,000	132,080	10,547,080

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線デジタル化整備事業	千円 463,200	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。
斎場事務広域化事業	19,900			
総合保健福祉センター整備事業	51,400			
中学校校舎等整備事業	561,200			
消防車両整備事業	45,900			
湯本分署建設事業	223,300			
計	1,364,900			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 463,200	証書借入または、 証券発行 事業の進捗その 他の都合により、 起債前借または、 翌年度に繰り越し て借り入れること ができる。	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その融通 条件により、銀行 その他の場合には その債権者との 融通条件による。 ただし、町財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 または、繰り上 げ償還もしくは 低利債に借り換 えることができる。
19,900			
68,500			
599,400			
45,900			
223,300			
1,420,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	415,382	△11,167	404,215
65 繰入金	211,129	34,947	246,076
75 諸収入	90,366	53,000	143,366
80 町債	1,364,900	55,300	1,420,200
歳入合計	10,415,000	132,080	10,547,080

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,291,312	82,485	2,373,797	28,752	0	53,000	733
15 民生費	1,651,642	1,551	1,653,193	1,551	0	0	0
20 衛生費	1,220,260	794	1,221,054	△17,228	17,100	0	922
30 観光費	526,279	36,450	562,729	0	0	0	36,450
35 土木費	529,163	10,800	539,963	0	0	0	10,800
45 教育費	1,616,196		1,616,196	△24,242	38,200	0	△13,958
歳出合計	10,415,000	132,080	10,547,080	△11,167	55,300	53,000	34,947

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
10 総務費国庫補助金	4,993	21,281	26,274
15 民生費国庫補助金	9,648	8,470	18,118
20 衛生費国庫補助金	316	552	868
45 教育費国庫補助金	99,011	△24,242	74,769
60 社会資本整備総合交付金	74,408	△17,228	57,180
計	201,253	△11,167	190,086

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	195,260	34,947	230,207
計	205,373	34,947	240,320

(款) 75 諸収入

(項) 25 雑入

10 雑入	78,188	53,000	131,188
計	78,222	53,000	131,222

(款) 80 町債

(項) 05 町債

20 衛生債	71,300	17,100	88,400
45 教育債	561,200	38,200	599,400
計	1,364,900	55,300	1,420,200

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 総務管理費国庫補助金	21,281	75 プレミアム付商品券事業費補助金	13,250
		80 プレミアム付商品券事務費補助金	8,031
15 児童福祉費国庫補助金	8,470	45 幼児教育・保育無償化自治体システム改修費補助金	6,919
		50 幼児教育・保育無償化自治体事務費補助金	1,551
05 保健衛生費国庫補助金	552	10 感染症予防事業費等国庫補助金追加	210
		20 母子保健衛生費国庫補助金追加	342
10 中学校費国庫補助金	△24,242	30 学校施設環境改善交付金更正減	△24,242
05 社会資本整備総合交付金	△17,228	20 社会資本整備総合交付金（保険健康課）更正減	△17,228

05 財政調整基金繰入金	34,947	05 財政調整基金繰入金追加	34,947

05 総務費雑入	53,000	52 プレミアム付商品券売払収入	53,000

05 保健衛生債	17,100	10 総合保健福祉センター整備事業債追加	17,100
10 中学校債	38,200	10 中学校校舎等整備事業債追加	38,200

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
15 電子計算管理費	164,844	7,854	172,698	7,471	0	0	383
35 企画費	169,268	74,281	243,549	21,281	0	53,000	0
45 防災対策費	520,791	350	521,141	0	0	0	350
計	2,035,233	82,485	2,117,718	28,752	0	53,000	733

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	117,519	1,551	119,070	1,551	0	0	0
計	603,862	1,551	605,413	1,551	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	7,854	05-01-01 電子計算処理推進事業追加…………… 19-01 負担金	7,854 7,854
3 職員手当等	1,010	05-42-01 プレミアム付商品券事業……………	74,281
4 共済費	174	03-01 職員手当等	1,010
7 賃金	1,147	04-01 共済費	174
9 旅費	12	07-01 賃金	1,147
11 需用費	2,680	09-01 旅費	12
12 役務費	981	11-01 消耗品費	90
19 負担金補助 及び交付金	68,277	11-04 印刷製本費 12-01 役務費 19-01 負担金 19-91 交付金	2,590 981 2,027 66,250
19 負担金補助 及び交付金	350	01-05-01 経常経費追加…………… (負担金補助及び交付金) 19-05 水蒸気噴火のメカニズムに関する国際ワーク ショップ負担金	350 350

3 職員手当等	1,516	01-01-02 職員給与費追加……………	1,516
9 旅費	15		
11 需用費	20	01-05-01 経常経費追加…………… (旅費) 09-03 普通旅費追加 (需用費) 11-01 消耗品費追加	35 15 20

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 保健衛生総務費	126,088	794	126,882	0	0	0	794
22 総合保健福祉センター費	176,826	0	176,826	△17,228	17,100	0	128
計	378,323	794	379,117	△17,228	17,100	0	922

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

35 商工振興費	13,754	36,450	50,204	0	0	0	36,450
計	526,279	36,450	562,729	0	0	0	36,450

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

15 道路新設改良費	0	10,800	10,800	0	0	0	10,800
計	234,733	10,800	245,533	0	0	0	10,800

(款) 45 教育費

(項) 15 中学校費

05 中学校管理費	752,928	0	752,928	△24,242	38,200	0	△13,958
計	784,155	0	784,155	△24,242	38,200	0	△13,958

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	794	05-06-01 地域医療体制推進事業追加…………… 19-51 補助金	794 794
		財源振替	
		05-01-01 総合保健福祉センター整備事業……………	財源内訳更正

19 負担金補助 及び交付金	6,450	05-04-01 信用保証料補助事業追加…………… 19-51 補助金追加	2,400 2,400
21 貸付金	30,000	05-14-01 経営安定緊急融資事業追加…………… 19-51 補助金 21-01 貸付金追加	34,050 4,050 30,000

13 委託料	10,800	05-01-01 町道湯2号線道路改良整備事業…………… 13-01 委託料	10,800 10,800
--------	--------	---	------------------

		財源振替	
		05-01-01 中学校校舎等整備事業……………	財源内訳更正

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,711	48,864	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	17,978	92,059	
	その他の 特別職	706	33,654	-	-	-	-	33,654	10,001	43,655	
	計	723	86,550	25,980	31,617	-	7,741	151,888	32,690	184,578	
補正前	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,711	48,864	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	17,978	92,059	
	その他の 特別職	706	33,654	-	-	-	-	33,654	10,001	43,655	
	計	723	86,550	25,980	31,617	-	7,741	151,888	32,690	184,578	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0.0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0.0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	-	0	0	0	0	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	331	-	1,256,496	989,966	2,246,462	441,660	2,688,122	
補正前	331	-	1,256,496	987,440	2,243,936	441,486	2,685,422	
比 較	0	-	0	2,526	2,526	174	2,700	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 地	域 通 勤	期 末 勤 勉	管 理 職	特 殊 勤 務	
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	37,062	-	46,791	292,449	207,077	39,813
補正前	37,062	-	46,791	292,449	207,077	39,813	2,271
比 較	0	-	0	0	0	0	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外 勤 務	住 居 管 理 職 員 特 別 勤 務	児 童 退 職	
		手 当	手 当	手 当	手 当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	1,512	114,225	28,303	2,178	19,495
補正前	1,512	111,699	28,303	2,178	19,495	198,790
比 較	0	2,526	0	0	0	0

議案第 32 号

工事請負契約の締結について

次のとおり金時公園トイレ整備事業 金時公園トイレ建替工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 559 番地の 1

共栄建設株式会社

代表取締役 勝俣 則子

2 契約金額

金 58,850,000 円

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

金時公園トイレ整備事業 金時公園トイレ建替工事について、令和元年 5 月 22 日に一般競争入札をしたところ、共栄建設株式会社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 33 号

工事請負契約の締結について

次のとおり清掃第 1 プラント施設維持管理事業 清掃第 1 プラント施設補修工事（その 1）の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

東京都品川区西品川 1-1-1

株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社

東京支社長 大槻 茂樹

2 契約金額

金 59,400,000 円

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

（提案理由）

清掃第 1 プラント施設維持管理事業 清掃第 1 プラント施設補修工事（その 1）について、令和元年 5 月 15 日に見積合せをしたところ、株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 34 号

工事請負契約の締結について

次のとおり中学校校舎等整備事業 箱根中学校屋内外運動場等大規模改修工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

勝俣組・上野工務店共同企業体

代表者 神奈川県足柄下郡箱根町宮城野 913 番地

株式会社勝俣組

代表取締役 勝俣 徳彦

2 契約金額

金 679,800,000 円

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

中学校校舎等整備事業 箱根中学校屋内外運動場等大規模改修工事について、令和元年 5 月 15 日に意向確認型指名競争入札をしたところ、勝俣組・上野工務店共同企業体が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 35 号

工事請負契約の締結について

次のとおり湯本分署建設事業 湯本分署建設工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

勝俣工務店・三和建设共同企業体

代表者 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 465 番地

株式会社勝俣工務店

代表取締役 勝俣 敏彦

2 契約金額

金 533,500,000 円

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

湯本分署建設事業 湯本分署建設工事について、令和元年 5 月 15 日に意向確認型指名競争入札をしたところ、落札者がなく不調となった。このため、再度同日に最低価格を提示した者と見積合せを実施し、勝俣工務店・三和建设共同企業体が落札したので、本案をもって随意契約にて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 36 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

1 購入品名・型式・台数

- (1) 購入品名 小型動力ポンプ付積載車（第 2 分団第 4 部及び第 5 分団第 2 部）
- (2) 型 式 トヨタダイナ LDF-KDY281-PBPBY
- (3) 台 数 2 台

2 契約の相手方

静岡県沼津市東間門 2-1-5
株式会社島山ポンプ製作所
代表取締役 島山 昭夫

3 契約金額

金 27,368,000 円

令和元年 6 月 14 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

消防車両整備事業 小型動力ポンプ付積載車（第 2 分団第 4 部及び第 5 分団第 2 部）購入について、令和元年 5 月 27 日に指名競争入札をしたところ、株式会社島山ポンプ製作所が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

議案第 37 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

1 購入品名・型式・台数

- (1) 購入品名 消防ポンプ自動車(第9分団)
- (2) 型式 いすゞエルフ 2TG-NMS85AN-FE5W9GY-JD
- (3) 台数 1台

2 契約の相手方

東京都港区芝 5-36-7
株式会社モリタ 東京営業部
部長 山北 忠司

3 契約金額

金 24,926,000 円

令和元年6月14日提出

箱根町長 山口 昇 士

(提案理由)

消防車両整備事業 消防ポンプ自動車(第9分団)購入について、令和元年5月27日に指名競争入札をしたところ、株式会社モリタ 東京営業部が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年箱根町条例第24号)第3条の規定により提出するものである。